

# 認定書

国住指第 2036 号  
平成 31 年 4 月 3 日

株式会社三誠 AIR 断震システム  
代表取締役 三輪 富成 様

国土交通大臣 石井 啓一



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 20 条第 1 項第一号の規定に適合するものであることを認める。

## 記

1. 認定番号  
MNNN-11246
2. 認定をした構造方法等の名称  
AIR 断震を用いた木造住宅（試験住宅）における構造方法
3. 認定をした構造方法等の内容  
・別添（建築基準法第 20 条第 1 項第四号に掲げる建築物の構造方法 1）の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。